

税負担の公平性を確保するために 町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか？税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。町では、税を納めていただいている人との公平性を保つ

ために、また重要な自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。なお、本年度も専門知識を有した山口県税務課職員とともに町税を徴収する併任徴収制度を実施します。

滞納のある人は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。



▲自動車のタイヤロック

●納税方法のご相談、納期限までの納付にお困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。

滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。また、督促のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない人は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（預貯金・給与・生命保険・売掛等債権、不動産、組合等の出資金など）の調査を行います。

③差押

調査により発見した財産を差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価充当

差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。

令和7年度滞納処分等の実績

◇給与等調査	45件	◇官公署等調査	121件
◇預貯金・生命保険調査	419人	◇差押	30件

税務課 徴収対策班 ☎ 0820-74-1008

旧田布施農業高等学校大島分校閉校校舎跡地の利用者を募集します

旧田布施農業高等学校大島分校閉校校舎跡地を有効活用し、地域振興を図るため、施設の利用を希望する個人・団体等から利用計画を募集します。

提出方法
郵送または持参（電子メール不可）
※応募様式等は、町ホームページからダウンロードできます。
問い合わせ

場所
周防大島町小松91-4ほか

政策企画課地域振興班
☎ 0820 (74) 1007

対象施設
温室作業室、実習棟1、実習棟2、温室6棟、空き地

HP <https://www.town.suo-oshima.lg.jp/>

利用期間
原則5年間とします。

QRコード
町ホームページ

利用条件
基本的には無償貸付けとします。ただし、施設の維持管理費等は、利用者の負担とします。

応募期間

6月15日(月)～7月14日(火)
午後5時まで

提出場所

〒742-2192
周防大島町小松126番2
周防大島町役場
総務部 政策企画課あて

